

政令第二百五十七号

P T A ・ 青少年教育団体共済法施行令

内閣は、P T A ・ 青少年教育団体共済法（平成二十二年法律第四十二号）第十一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

P T A ・ 青少年教育団体共済法（以下「法」という。）第十一条ただし書の政令で定める場合は、法第二条第三項に規定する共済事業の健全かつ適切な運営を妨げないものとして法第二十三条に規定する行政庁の許可を受けた場合とする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（平成二十三年一月一日）から施行する。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

2 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

四百二十七 P T A・青少年教育団体共済法（平成二十二年法律第四十二号）